

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）C支社D営業所に保険外交員として雇用され、平成〇年〇月以降、マネージャーとして生命保険の営業及び契約者へのアフターフォロー等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、E医院に受診し「神経症性抑うつ状態疑い」と診断され、同年〇月〇日、Fクリニックに受診し「抑うつ状態」と診断されたところ、同月〇日には、自殺企図により救急搬送されたG病院からH病院へ転院搬送され「うつ病」と診断された。請求人によると、平成〇年〇月に赴任してきたC支社D営業所I所長（以下「所長」という。）から、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）や名義借りの強要などがあったため、平成〇年〇月〇日に、会社本社のコンプライアンス窓口にて他の職員〇名と共に内部告発をした（以下「本件告発」という。）ところ、同所長は同年〇月に転勤となったものの、その他の上司や同僚から嫌がらせを受けたために発病したという。
- 3 本件は、請求人が、うつ病の発病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、当審査会において、請求人の受診の記録、主治医の意見書、診療録及び患者記録等を精査したところ、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、平成〇年〇月中旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人及び再審査請求代理人（以下「請求人ら」という。）は、本件疾病の発症前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①達成困難なノルマを課され、また、同ノルマを達成できなかった、②上司及び同僚より嫌がらせを受けた、③業務に関し違法行為を強要された、④部下とのトラブルがあった、⑤会社の経営に影響するような重大な仕事上のミスをしたなどを主張していることから、以下、それぞれについて検討する。

ア 達成困難なノルマを課され、また、同ノルマを達成できなかったとの主張
請求人らは、平成〇年〇月に所長が交代して以降、営業目標額を大幅に増

額されたとし、これは達成困難なノルマが課されたものであると主張する。この点について、営業次長は、要旨、「所長が異動してきてから、販売目標が変化したということはない。」と述べており、その他請求人らの主張を裏付ける申述や証拠はない。当審査会としては、仮に所長が営業成績向上のためにこうした目標を設定したことが事実であるとしても、請求人自身が同目標の設定ないしはこれを達成できなかったことにより不利益な立場に立たされた等の事実は認められず、業務による心理的負荷をもたらす出来事とは評価できないものである。

イ 上司及び同僚からの嫌がらせがあったとの主張

請求人らの主張によると、平成〇年〇月まで、所長が請求人を食事に誘う等の言動があり、同年〇月以降はそうした行為はなくなったものの、所長と仲良くなった同僚による嫌がらせが続いたという。所長が請求人に対して好意を寄せる言動があったことについては、これを肯定する申述があることから事実であると推認するも、こうした言動は発病〇年近く前には完全になくなったとのことであり、また身体接触もなかったとの事情に照らすと、請求人の精神障害の発病に関与したとは判断できない。請求人は、平成〇年〇月以降、所長とその交際相手から嫌がらせがあったと主張するが、その内容は社内において自分の悪口を言われていることを聞いたといったものであり、その他、請求人が嫌がらせを受けていたことを証する申述等も存在しないことから、両名からの嫌がらせがあったとの請求人らの主張は確認できないものといわざるを得ない。

もつとも、所長との間において信頼関係がなくなったことは事実であると推認されることから、「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討したが、所長が業績向上のために強い指導を行った可能性は否定できないものの、請求人個人に対する個別具体的な強い指導や叱責等があったとは認められない。また、請求人ほか〇名の営業職員がコンプライアンス相談窓口にも所長のコンプライアンス違反を通報した平成〇年〇月以降、所長は自宅謹慎処分となり、他の営業所に転勤となっていることを勘案すると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断することが相当であると思料する。

なお、請求人らは、本件告発以降の所長代理である営業次長より、別室に呼

ばれ「内部告発をしたあなたたちが頑張らなくてどうするのか。」などと言われたことやマネージャーや同僚等が中心となって請求人の悪口を言われるようになったとして、上司ないし同僚による「いじめ、嫌がらせを受けた」と主張しているところ、当審査会において請求人らの主張を子細に検討するも、類推による一方的な見解であると判断せざるを得ない内容が多く、上司や同僚とのトラブルであるとも捉えられないものである。

ウ 業務に関し違法行為を強要されたとの主張

所長が、名義借り等の指示をしたことについては、営業次長はこれを否定するものの、支社長は所長によりそうした指示がなされていることを聞いたことがあるとしており、また、請求人ほか〇名の営業職員がコンプライアンス相談室に通報したという事実経過からみても、こうしたことを示唆する何らかの指示が行われていた可能性が高いものと判断する。この点、請求人に一定の心理的負荷があったことは否定できないものの、本件告発により、問題はまもなく終息したものと考えられ、請求人個人が同指示により不適切な行為を余儀なくされ、顧客ないし会社に迷惑又は損害を与えた等の事実もなかったことに鑑みると、同出来事を「業務に関連し、違法行為を強要された」に当たるとみて検討するも、「商習慣としてはまれに行われるような違法行為を求められたが、拒むことにより終了した」と判断できることから、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断することが相当である。

エ その他の主張

請求人らは、本件告発により、部下との関係が悪くなったことや所長を不在とさせたことにより会社の業績が落ちたとして、「部下とのトラブル」及び「会社経営に影響する重大な仕事上のミスをした」との出来事であると主張するが、いずれも個別に業務による心理的負荷をもたらす出来事と判断すべきものとはいえ、評価の対象とすることはできない。当審査会においては、請求人らが、審査請求段階までに主張していた出来事（仕事内容・仕事量の大きな変化、顧客からクレームを受けた、部下が減った等）についても検討したが、いずれも決定書理由に記載のとおり、仮にこれらを業務による心理的負荷をもたらす出来事であると捉えたとしても、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(4) 上記のとおり、請求人らが主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事

は、その総合評価が「弱」となる出来事が複数あるものの、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが相当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。